

保険者との契約の改定

(①全国健康保険協会)

契約書新旧対照表 (案)

(下線部分が変更箇所)

改 定	現 行
<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 基金は、基金法第26条の規定による事務費として、次の各号に掲げる額に、毎月、診療報酬の支払の基礎となった診療件数を乗じて得た額を別表に定める日までに協会に請求し、協会は、別表に定める日までに基金に支払うものとする。</p> <p>一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの <u>金71円80銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金35円90銭</u> (消費税相当分を含む。) とする。)</p> <p>二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの <u>金73円10銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円20銭</u> (消費税相当分を含む。) とする。)</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 基金は、基金法第26条の規定による事務費として、次の各号に掲げる額に、毎月、診療報酬の支払の基礎となった診療件数を乗じて得た額を別表に定める日までに協会に請求し、協会は、別表に定める日までに基金に支払うものとする。</p> <p>一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの <u>金72円80銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金36円40銭</u> (消費税相当分を含む。) とする。)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>消費税法及び地方税法における税率改正 (以下「税法改正」という。)</u> が施行された場合 <u>金74円20銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円10銭</u> (消費税相当分を含む。) とする。)</p> <p>二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの <u>金74円10銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円70銭</u> (消費税相当分を含む。) とする。)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金75円50銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して</p>

改 定	現 行
<p>三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの <u>金 8 4 円 0 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 8 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの <u>金 7 1 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 5 円 9 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>五 連名簿（昭和 5 1 年 8 月 7 日付け保発第 4 4 号・庁保発第 3 3 号通知に規定する帳票をいう。以下同じ。）をオンラインにより受け取るもの <u>金 7 1 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払</p>	<p><u>支払うものにあつては、金 3 8 円 4 0 銭（消費税相当分を含む。）とする。）</u></p> <p>三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの <u>金 8 4 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 8 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合金 8 6 円 4 0 銭（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、金 4 9 円 3 0 銭（消費税相当分を含む。）とする。）</u></p> <p>四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの <u>金 7 2 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 6 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合金 7 4 円 2 0 銭（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、金 3 7 円 1 0 銭（消費税相当分を含む。）とする。）</u></p> <p>五 連名簿（昭和 5 1 年 8 月 7 日付け保発第 4 4 号・庁保発第 3 3 号通知に規定する帳票をいう。以下同じ。）をオンラインにより受け取るもの <u>金 7 2 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払</p>

改 定	現 行
<p>うものにあつては、<u>金 3 5 円 9 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>	<p>うものにあつては、<u>金 3 6 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 7 4 円 2 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 7 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>
<p>六 連名簿を電子媒体により受け取るもの <u>金 7 3 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 7 円 2 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>	<p>六 連名簿を電子媒体により受け取るもの <u>金 7 4 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 7 円 7 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 7 5 円 5 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 8 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>
<p>七 連名簿を紙媒体により受け取るもの <u>金 7 5 円 0 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 9 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>	<p>七 連名簿を紙媒体により受け取るもの <u>金 7 5 円 9 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 9 円 5 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 7 7 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 0 円 3 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>
<p>八 連名簿を紙媒体及び電子媒体により受け取るもの <u>金 7 6 円 3 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 0 円</u></p>	<p>八 連名簿を紙媒体及び電子媒体により受け取るもの <u>金 7 7 円 2 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 0 円</u></p>

改 定	現 行
<p><u>40 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>2 略 第5条～第10条 略</p> <p><u>附 則</u> この契約の改定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、第4条第1項に関する部分は、基金が令和2年3月分として同年5月に請求する診療報酬に係る事務費から適用する。</p>	<p><u>80 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金78円70銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金41円60銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>2 略 第5条～第10条 略</p>

(②健康保険組合連合会)

契約書新旧対照表 (案)

(下線部分が変更箇所)

改 定	現 行
<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 健康保険組合は、前条第1項に規定する支払と同時に基金法第26条の規定による事務費として、次の各号に掲げる額に診療件数を乗じて得た金額を基金に支払うものとする。</p> <p>一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの <u>金71円80銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金35円90銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p>二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの <u>金73円10銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円20銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 健康保険組合は、前条第1項に規定する支払と同時に基金法第26条の規定による事務費として、次の各号に掲げる額に診療件数を乗じて得た金額を基金に支払うものとする。</p> <p>一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの <u>金72円80銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金36円40銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p><u>消費税法及び地方税法における税率改正 (以下「税法改正」という。)) が施行された場合</u> <u>金74円20銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円10銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p>二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの <u>金74円10銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円70銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金75円50銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金38</u></p>

改 定	現 行
<p>三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの <u>金 8 4 円 0 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 8 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの <u>金 7 1 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 5 円 9 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>2 略 第 7 条～第 1 5 条 略</p> <p><u>附 則</u> この契約の改定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 6 条第 1 項に関する部分は、基金が令和</p>	<p><u>円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの <u>金 8 4 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 8 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 8 6 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 9 円 3 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの <u>金 7 2 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 6 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 7 4 円 2 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 7 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>2 略 第 7 条～第 1 5 条 略</p>

改 定	現 行
<u>2年3月分として同年5月に請求する診療報酬に係る事務費から適用する。</u>	

(③共済組合連盟)

契約書新旧対照表 (案)

(下線部分が変更箇所)

改 定	現 行
<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 共済組合支部は、前条第1項に規定する支払と同時に基金法第26条の規定による事務費として、次の各号に掲げる額に診療件数を乗じて得た金額を基金に支払うものとする。</p> <p>一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの <u>金71円80銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金35円90銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p>二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの <u>金73円10銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円20銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 共済組合支部は、前条第1項に規定する支払と同時に基金法第26条の規定による事務費として、次の各号に掲げる額に診療件数を乗じて得た金額を基金に支払うものとする。</p> <p>一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの <u>金72円80銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金36円40銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p><u>消費税法及び地方税法における税率改正 (以下「税法改正」という。)) が施行された場合</u> <u>金74円20銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円10銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p>二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの <u>金74円10銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円70銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金75円50銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金38</u></p>

改 定	現 行
<p>三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの <u>金 8 4 円 0 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 8 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの <u>金 7 1 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 5 円 9 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>2 略 第 7 条～第 1 3 条 略</p> <p><u>附 則</u> この契約の改定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 6 条第 1 項に関する部分は、基金が令和 2 年 3 月分として同年 5 月に請求す</p>	<p><u>円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの <u>金 8 4 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 8 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 8 6 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 9 円 3 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの <u>金 7 2 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 6 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 7 4 円 2 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 7 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>2 略 第 7 条～第 1 3 条 略</p>

改 定	現 行
<u>る診療報酬に係る事務費から適用する。</u>	

(④地方公務員共済組合協議会)

契約書新旧対照表 (案)

(下線部分が変更箇所)

改 定	現 行
<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 共済組合は、前条第1項に規定する支払と同時に基金法第26条の規定による事務費として、次の各号に掲げる額に診療件数を乗じて得た金額を基金に支払うものとする。</p> <p>一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの <u>金71円80銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金35円90銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p>二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの <u>金73円10銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円20銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条 共済組合は、前条第1項に規定する支払と同時に基金法第26条の規定による事務費として、次の各号に掲げる額に診療件数を乗じて得た金額を基金に支払うものとする。</p> <p>一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの <u>金72円80銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金36円40銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p><u>消費税法及び地方税法における税率改正 (以下「税法改正」という。)) が施行された場合</u> <u>金74円20銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円10銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p>二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの <u>金74円10銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円70銭</u> (消費税相当分を含む。)) とする。)</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金75円50銭</u> (消費税相当分を含む。) (保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金38</u></p>

改 定	現 行
<p>三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの <u>金 8 4 円 0 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 8 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの <u>金 7 1 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 5 円 9 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>2 略 第 7 条～第 1 3 条 略</p> <p><u>附 則</u> この契約の改定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 6 条第 1 項に関する部分は、基金が令和 2 年 3 月分として同年 5 月に請求す</p>	<p><u>円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの <u>金 8 4 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 8 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 8 6 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 9 円 3 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの <u>金 7 2 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 6 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 7 4 円 2 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 7 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p>2 略 第 7 条～第 1 3 条 略</p>

改 定	現 行
<u>る診療報酬に係る事務費から適用する。</u>	

(⑤日本私立学校振興・共済事業団)

契約書新旧対照表 (案)

(下線部分が変更箇所)

改 定	現 行
<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 基金は、<u>令和2年4月10日</u>までに、前年の7月、8月又は9月のうち、最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね0.15か月分に相当する金額（以下「委託金額」という。）を、事業団に対し請求し、同年4月30日までにその支払を受けるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 事業団は、前条第1項に規定する支払と同時に基金法第26条の規定による事務費として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める1件当たりの額に診療件数を乗じて得た金額を基金に支払うものとする。</p> <p>一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの <u>金71円80銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金35円90銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 基金は、<u>平成31年（2019年）4月10日</u>までに、前年の7月、8月又は9月のうち、最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね0.15か月分に相当する金額（以下「委託金額」という。）を、事業団に対し請求し、同年4月30日までにその支払を受けるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 事業団は、前条第1項に規定する支払と同時に基金法第26条の規定による事務費として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める1件当たりの額に診療件数を乗じて得た金額を基金に支払うものとする。</p> <p>一 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、オンラインにより受け取るもの <u>金72円80銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金36円40銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>消費税法及び地方税法における税率改正（以下「税法改正」という。）が施行された場合</u> <u>金74円20銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金37円10銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>

改 定	現 行
<p>二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの <u>金 7 3 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 7 円 2 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>	<p>二 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、電子媒体により受け取るもの <u>金 7 4 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 7 円 7 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 7 5 円 5 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 8 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>
<p>三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの <u>金 8 4 円 0 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 8 円 1 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>	<p>三 診療担当者が電子レセプトで請求した場合について、紙媒体により受け取るもの <u>金 8 4 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 8 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 8 6 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 4 9 円 3 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>
<p>四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの <u>金 7 1 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 5 円 9 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p>	<p>四 診療担当者が紙レセプトで請求した場合について、画像レセプトをオンライン、電子媒体又は紙媒体により受け取るもの <u>金 7 2 円 8 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、<u>金 3 6 円 4 0 銭</u>（消費税相当分を含む。）とする。）</p> <p><u>税法改正が施行された場合</u> <u>金 7 4 円 2 0 銭</u>（消費税相当分</p>

改 定	現 行
<p>2 略</p> <p>第7条～第11条 略</p> <p>第12条 この契約の有効期間は、<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この契約は、<u>令和2年4月1日</u>から適用する。<u>ただし、第6条第1項に関する部分は、基金が令和2年3月分</u>として同年5月に請求する診療報酬に係る事務費から適用する。</p> <p>2 <u>平成31年4月1日</u>付けをもって事業団と基金との間に締結した診療報酬の審査支払に関する契約（以下「旧契約」という。）は、<u>令和2年3月31日</u>をもって解除する。ただし、基金が事業団に対して<u>令和2年2月分</u>として同年4月に請求する診療報酬に係る事務費の単価については、旧契約第6条第1項の規定を適用する。</p>	<p><u>を含む。）（保険薬局に対して支払うものにあつては、金37円10銭（消費税相当分を含む。）とする。）</u></p> <p>2 略</p> <p>第7条～第11条 略</p> <p>第12条 この契約の有効期間は、<u>平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この契約は、<u>平成31年（2019年）4月1日</u>から適用する。</p> <p>2 <u>第6条第1項に関する部分は、基金が平成31年（2019年）3月分</u>として同年5月に請求する診療報酬に係る事務費から適用する。</p> <p>3 <u>第6条第1項に定める税法改正が施行された場合に関する部分は、平成31年（2019年）8月分</u>として同年10月に請求する診療報酬に関する事務費から適用する。</p> <p>4 <u>平成30年（2018年）4月1日</u>付けをもって事業団と基金との間に締結した診療報酬の審査支払に関する契約（以下「旧契約」という。）は、<u>平成31年（2019年）3月31日</u>をもって解除する。ただし、基金が事業団に対して<u>平成31年（2019年）2月分</u>として同年4月に請求する診療報酬に係る事務費の単価については、旧契約第6条第1項の規定を適用する。</p>